

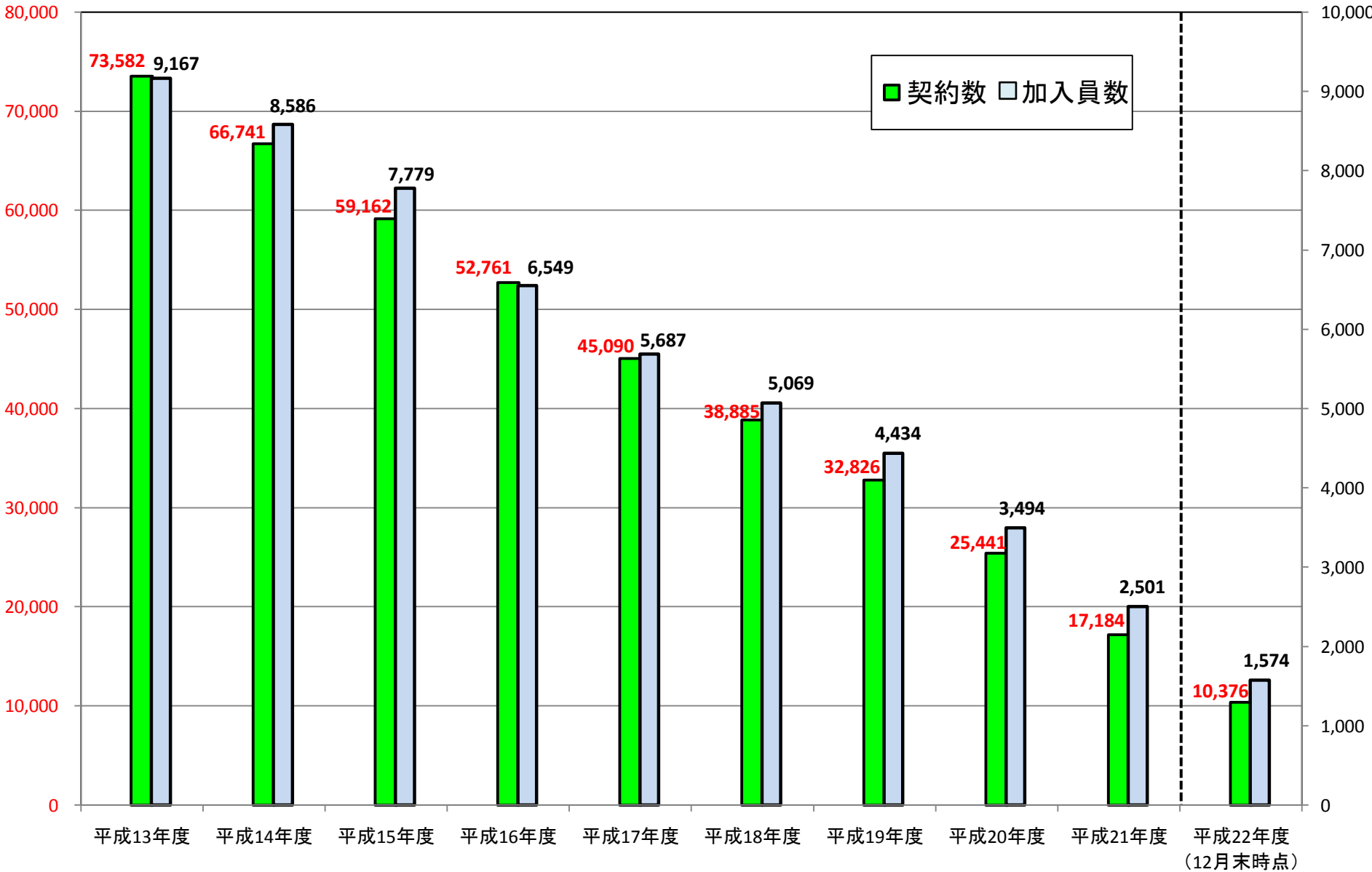
適格退職年金の移行の現状及び 最近の動きについて

平成23年2月23日(水)
厚生労働省年金局

適格退職年金制度の動向

(単位: 件数)

(単位: 千人)



※ この他、閉鎖型適年(加入者が存在せず、受給者のみの適年)が、3,212件(受給者数: 約4.62万人)存在する。(平成22年度12月末時点)

適格退職年金の企業年金等への移行状況

適格退職年金

(平成24年3月31日で廃止)

件数: 73,582件 (平成13年度末)

17,184件 (平成22年3月末)

10,376件 (平成22年12月末)

減少数: 63,206件

人数: 917万人 (平成13年度末)

250万人 (平成22年3月末)

157万人 (平成22年12月末)

減少数: 760万人

厚生年金基金

95事業主
(平成22年3月31日)

DBに2割

確定給付企業年金

9,710事業主
(平成22年3月31日)

DCに1割

確定拠出年金

6,084事業主
(平成22年3月31日)

中退共に3割

中小企業退職金共済制度

19,056事業所
(平成22年3月31日)

その他(解約など)

※ その他、閉鎖型適年(加入者が存在せず受給者のみの適年)が存在。
件数: 3,000件、受給者数: 4.89万人 (平成22年3月末)
(件数: 3,212件、受給者数: 4.62万人 (平成22年12月末))

15,889
事業主

34,945
事業主

<注1> 適格退職年金から確定給付企業年金への移行数は、新規設立と同時に又は既存の確定給付企業年金に適格退職年金から権利義務承継若しくは資産移換を行っている確定給付企業年金の数である。

<注2> 適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。

適格退職年金の今後の取扱いについて

平成14年3月末

平成22年3月末

開放型適年

件数: 73,582件
加入者数: 917万人
受給者: 47.2万人

開放型適年

件数: 17,184件
加入者数: 250万人
受給者: 18万人

「参考」

件数: 10,376件
加入者数: 157万人
受給者: 12.3万人

(平成22年12月末時点)

閉鎖型適年

件数: 約759件
受給者数: 3.3万人

閉鎖型適年

件数: 3,000件
受給者数: 4.89万人

「参考」

件数: 3,212件
受給者: 4.62万人

(平成22年12月末時点)

開放型適年: 加入者と受給者が存在する適年。
閉鎖型適年: 加入者が存在せず受給者のみの適年。

9割以上が今後の
方針決定済

確定給付企業年金 約3割
確定拠出年金 約1割
中退共 約3割

約3%は今後の
方針未定

(平成22年12月末時点)

対策の方向性

方針通りに進める。

受託機関による個別の働きかけにより確定給付企業年金等への移行を促す。

移行検討を依頼する手紙を送付。
(関係省庁連名)

確定給付企業年金へ移行。

- ・閉鎖型用の極めて簡易な財政運営基準の導入検討
- ・受託機関による個別の働きかけ

平成24年度税制改正において、廃止期限後も税制優遇措置の継続適用を措置。(※2)

事業主がいる閉鎖型適年(※1)

件数: 2,905件
受給者数: 4.86万人

事業主がいない閉鎖型適年(※1)

件数: 95件
受給者数: 303人

※1 生保、JA共済連の合計値。生保に関しては、大手4社の数値より、全社推計を行って算出したもの。

※2 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日)。

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)(抄)

9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(3) 平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係省庁において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案等について

○ 改正の趣旨

現在、適格退職年金（以下「適年」）の廃止期限（平成24年3月末）まで残り1年半を切っており、関係者が一体となって適年から企業年金等への移行に向けた取組が進められているところであるが、閉鎖型適年（加入者がおらず、受給者のみで構成された適年）から確定給付企業年金（以下「DB」）への移行の更なる促進を目的として、手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

○ 改正の内容

- ・ 閉鎖型適年から移行する閉鎖型DBについて、受給者のみで構成されているという性格を考慮し、規約の承認申請における添付書類のうち、労働協約や労使合意に至るまでの労使協議の経緯を記した書類等の省略を可能とする。
- ・ さらに、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない形態で運用されているDB（受託保証型DB）について、以下の措置を講ずる。
 - ①事業報告書や決算報告書の内容等の一部省略を可能とする。
 - ②責任準備金及び最低積立基準額の計算において、予定利率及び予定死亡率の特例を設ける。
 - ③適年の権利義務を承継させる場合については、受託保証型DBと当該事業所の既存のDBとの併存を可能とする。

○ 施行期日

公布日

○ 改正対象法令

- ・ 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
- ・ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号）等

※ 現在、パブリックコメント中。（2月14日～3月16日）